

市・県民税 申告書の送付

市・県民税の申告書は、昨年度の申告状況などにより2月5日頃発送します。

なお、申告書は市役所市民税課と本納支所に用意してあります。

※すべての方に送付していませんので、申告が必要な方も届かない場合があります。また、平成27年度は申告が不要な方にも申告書が届く場合があります。

医療費控除について

本人や家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるときは、下記（表 医療費控除の計算方法）により計算した金額を所得から差し引くことができます。

介護保険の認定を受けている方で、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降の方は、医師が発行するおむつ使用証明書に代え、市で発行する書類により控除が認められる場合があります。
※対象にならない費用

美容整形や健康診断の費用（診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受けることになった場合の診断費用は対象）、インフルエンザの予防接種代、通院に使用した自家用車のガソリン代や駐車場代、健康増進のためのサプリメントや食品の購入代など。

※医療費は、平成26年中に実際に支払ったものに限って控除の対象となります。

◆添付書類
医療費の領収書など

※健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は、「領収書など」には当たりませんのでご注意ください。

65歳以上で寝たきりの方等の障害者控除

65歳以上で寝たきり状態の方等は、障害者手帳が無くても障害者控除の対象となる場合があります。

控除を受けるためには、申告の際、障害者控除対象者認定書が必要になります。認定書の発行についてのお問い合わせは、高齢者支援課（2階）

☎(20) 1572、FAX(20) 1610へ。

表 医療費控除の計算方法

その年に支払った医療費	-	※保険金などで補填される金額	-	所得の5% (10万円を超える場合は10万円)	=	控除額 (最高200万円まで)
保険金などで補填される金額とは、①社会保険などから支給を受ける療養費、高額療養費、出産一時金などのほか、②医療費の補填を目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院給付金などのことです						

住宅借入金等特別控除について

◆対象

所得税及び復興特別所得税を納める方が、住宅ローンなどを利用してマイホームを新築・購入・増改築などをしたときは、一定の要件に当てはまれば、住宅ローン控除を受けることができます。所得税



な税制改正について (平成26年分以降の所得税および平成27年度以降の住民税から適用されるもの)

額から控除しきれない場合は、限度額の範囲内で市・県民税から控除されます。

※居住年月日によっては、市・県民税からの控除が受けられない場合があります。

※サラリーマンの方は、1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整で控除が受けられます。

◎住宅借入金等特別控除の延長と拡充

居住年の適用期限が4年間（平成26年1月1日から平成29年12月31日）延長されました。さらに平成26年4月以後に居住を開始した場合の市・県民税の控除限度額が13万6500円に引き上げられます。

平成26年4月1日以後に生じたゴルフ会員権等の譲渡損失は、総合課税において、他の所得との損益通算が適用できません。

◎上場株式等の配当・譲渡所得等の軽減税率の特例措置

廃止

軽減税率（所得税7%、市・県民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%（所得税15%、市・県民税5%）が適用されます。

◎非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置「NISA（少額投資非課税制度）」
非課税口座で生じた損益について、申告はできません。また、他の譲渡所得、配当所得との損益通算も適用できません。

◎ゴルフ会員権等の譲渡損失に係る損益通算等の改正

（生活に通常必要でない資産）

※くわしくは、国税庁ホームページをご覧ください。
(<http://www.nta.go.jp/>)
お問い合わせは、市民税課（2階）
☎(20) 1577、FAX(20) 1609へ。